

●府中支局で行う供託の手続きの案内

問合せ先① 東京法務局供託係:03-5213-1353 (課長補佐 中村さん)

問合せ先② 府中支局:042-335-4753(ガイダンス「4」を選択。総務課の松村さん)

供託の手続きは**5月24日(金)までに**府中支局の窓口(1F総務課供託係)に**午前中に来局して**行って下さい。(15時までに支払いしないと、その日中に手続きが終わらないためです。)

●供託に必要なもの

1. 供託書OCR用(雑)第4号様式 印供第34号 を府中支局に提出します。

書式は法務局にあり。用紙は機械読み込みでA4折り畳み不可。記入方法は別途メールで送信。

2. 1と合わせて登記簿謄本も提出します。

3. 供託金を支払います(府中支局外)。

府中支局の窓口では支払いができません。府中支局で**受理決定通知書と払込用紙と供託書正本(未押印)**をもらい、以下①～③のどれかの方法で支払います。(ただし、②、③を選んだ場合は、供託書正本は府中支局で支払いが確認できた後にもらえます)。

- ①日銀代理店(三菱UFJ府中支店)にて支払、
- ②供託官の銀行口座に支払(午後3時まで)
- ③近くの郵便局等で、ペイジーで支払。

③ペイジーで払うのが一番早くお勧めです。郵便局も府中支局から300mのところにあります。

①の日銀代理店は、府中支局から徒歩30分ほど(府中駅方面)かかります。ただし、①を選んだ場合のみ、日銀で供託書正本に印鑑を押印するため、府中支局に戻る必要はありません。

4. 府中支局で押印された供託書正本をもらいます。

②、③の方法で支払った場合は、支払いを済ませた後に、もう一度、府中支局に戻って下さい。窓口で支払いが完了した旨を確認してもらってから、押印した供託書正本を受け取ります。

5. その後、供託書正本(押印済)と事情届を東京地裁立川支部へ郵送します。

1～4までの手続き完了後、その日中に、**事情届**(メールで送付)と**供託書正本(押印済)**を東京地裁立川支部民事第4部へ郵送して下さい。

午前中に窓口に来局すれば、1～5までの全プロセスが一日で終わります。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/table/shikyokutou/all/hucyuu.html>

※徒歩の場合、両駅から30分以上かかります。



窓 口

戸籍・国籍・供託・人権擁護事務関係及びその他のご用件であれば1階へ、
証明書等のご用件及び不動産の表示登記に関するご用件であれば2階へ、
不動産の権利及び商業・法人登記申請関係のご用件であれば3階へお越し
ください。

証明書発行請求機が設置されています。
是非ご利用ください。



● 手続きに必要な書類一覧

供託書OCR用（雑）第4号様式 印供第34号 ……メールで記入例を送ります。

登記簿謄本 ……法務局府中支局で取得可（600円）。

事情届……メールで記入例を送ります。

● 住所一覧

供託の手続き

東京法務局府中支局

〒183-0052

府中市新町2丁目44番地

電話：(042)335-4753(ガイダンス「4」を選択。総務課の松村さん)

書類の送付先

東京地方裁判所立川支部

〒190-8571

東京都立川市緑町 10-4

電話：(042)845-0227(安達さん)

* 立川支部に送付するものは、供託証明書正本(押印済)と事情届の2点です。